

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和6年7月19日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

学校運営協議会の設置状況及び令和5年度活動報告を踏まえた今後の取組について

3 審議案件

教委第14号議案 横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について

教委第15号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第16号議案 教職員の人事について

4 その他

令和6年7月19日

教育委員会臨時会 一般報告

1. 市会関係

2. 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○学校運営協議会の設置状況及び令和5年度活動報告を踏まえた今後の取組について

3. その他

学校運営協議会の設置状況及び令和5年度活動報告を踏まえた今後の取組について

学校運営協議会とは、地域住民、保護者と学校が学校運営の基本方針を共有し、一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として学校運営に参画する仕組みです。また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、横浜の子どもたちを育てていくことを目指して、全校に設置する予定です。

令和5年10月、令和6年4月の学校運営協議会の設置状況と、令和5年度の活動報告を踏まえた今後の取組について報告します。

1 学校運営協議会 新規設置校

令和5年10月1日付の新規設置 4校、4協議会 累計 499校、378協議会

学校運営協議会名			
1	小坪小学校	3	菊名小学校
2	六浦南小学校	4	横浜総合高等学校

新規設置校内訳 小学校3校 高等学校1校

令和6年4月1日付の新規設置 2校、2協議会 累計 499校、379協議会

学校運営協議会名			
1	茅ヶ崎中学校		
2	いずみ野小学校		

新規設置校内訳 小学校1校(いずみ野小学校と阿久和小学校との統合による単独設置) 中学校1校

【参考】設置目標と実績(累計校数)

	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年7月
設置目標	375	458	505	504	503
実績	262	293	474	499	499

2 各学校運営協議会におけるテーマやねらい

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)より

	主 な 内 容
実施したテーマやねらい	・学校教職員と学校運営協議会委員が、顔の見える関係を構築し、学校の取組の成果や課題の現状を共有し、互いの立場で考える。 ・いじめの未然防止について実態を検証し、豊かな心の育みについて考える。 ・地域の方々に、学校の本音を知っていただく。 (学校の働き方、不登校児童生徒対応) ・完全1中2小としての学区域である地域性をいかして3校で情報共有し、職員の交流や地域との結びつきをより強固にし、地域とともに活躍できる児童・生徒を育成する。

3 各学校運営協議会における熟議のテーマ

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)より

	主 な 内 容
熟議のテーマ 議題	・地域の要望と学校での取り組み可能かの整理。 ・持続可能な学校運営に向けて、学校・地域・家庭がともに子どもを育てるためにそれぞれができることについて。 ・保護者の願いと学校運営方針のすり合わせ。 ・教職員の働き方改革への理解推進。 ・いじめの未然防止について具体的な策やいじめ防止授業の進め方。

4 各学校運営協議会における成果

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)より

成 果	主 な 内 容
連携・協働の推進	・学校運営協議会委員が、全教職員と交流する場を設けたことで、学校として地域に力をお借りしたいこと、地域として学校に求めること等について交流を行うことができた。 ・地域と学校の連携における、地域が主導的役割を果たす内容と学校の関わる部分について明らかにした。 ・幼・保・小・中・高・特支それぞれが連携を図り、さらに地域の見守りの中で子どもたちを共に育てていこうという思いを再確認した。
学校の運営改善	・生徒会本部役員の協議会への参加により、生徒目線での運営改善につなげることができた。制服着用ルールを検討から、制服の是非について議論し、食堂における電子決済の導入を検討したりすることができた。 ・学校の取組について地域からの理解が深まるとともに、学校の様々な取組が人権と地域を軸に繋がっていき、生徒の育成に役立った。 ・教室が不足し、既存の郷土資料館を普通教室に改築する際、地域の関係者へ働きかけをしてくださり、無事に改築工事を進めることができた。
児童生徒の育成	・委員の一人である弁護士に、いじめに関する授業を行っていただき、子どもたちがいじめを起こさない環境づくりの意識が高まった。 ・学校だけで見守るのではなく、地域・家庭とともに子どもを育てていくための意見交換をし、子どもをみんなで育てる方向の確認をした。 ・生徒と直接意見交換する場を設けたことで、生徒の実態を知ってもらうことが出来た。
学校関係者 評価の活用	・地域からの目で評価をいただくことは大変貴重で、教育活動にご理解をいただくとともに、気が付かれたことなどをご指摘いただき大変心強かった。 ・タブレット端末を活用した学びの様子等を参観していただくことで、子どもの学び方の変化について評価していただいた。 ・教職員の働き方改革について、民間からの視点で助言をいただいた。
その他	・これまで学校で取り組んできた教育活動を小中、地域（協議会委員）をいれた話し合いに発展することができた。 ・持続可能な学校運営のための、「教職員の働き方改革」の必要性和現状についてご理解をいただいた。 ・ブロック設置での協議会の実施方法を模索し、分科会形式にすることで、より密度の濃い学校運営協議会を開催することができた。

5 各学校運営協議会における課題

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)より

課 題	主 な 内 容
学校運営協議会 の テーマやねらい	・ブロック設置の学校運営協議会であるため、ブロックの小中で9年間を見通し、テーマを絞って会議に臨むべきだが、学校ごとに共通の課題が見えにくいことがある。 ・2中4小での学校運営協議会の進め方について、母体が大きくなり、委員も増えたからこそ、テーマやねらいを意識した協議会にしていかなければならない。 ・学校運営協議会が有効に機能するためには、委員の方々に学校の実情についてより深く理解をしてもらうための工夫が必要。
学校運営協議会 の 運営方法	・働き方改革が言われている中、教職員の参画をどのように進めるべきか。 ・多くの方が意見を言えるように開催方法を工夫していく必要がある。 ・協議の進行について、会長をはじめとする委員の方々が慣れるには、もう少し時間を要する。学校側が丁寧にサポートしていく必要性を感じる ・学校や子ども達の様子を知っていただくために、どの様な運営を行っていくのか。パターン化するのではなく、常にその年度の狙いに沿った運営を行えるようにしたい。
教職員、委員への 制度理解・周知	・運営協議会委員の方がより主体的に学校の課題を見据えながら考えていただけるような意識の醸成をどのように図っていくか。 ・学校運営協議会の活動内容や意義などについて一般教員の理解が深まらない。 ・学校運営協議会の内容を職員にさらに周知し、地域の思いを共有していくことが大切であると感じた。 ・全体の教職員と協議会委員の方との関わりが少ない。 ・教職員と学校運営協議会の距離がある
協議の進行	・様々なご意見をいただくが、意見で止まってしまい、具体的に実行されることが少ない。話合いで終わってしまう。 ・4校ブロックでの協議会なので、各校の単独の事案について深く協議をすることができないことを改善するか課題。 ・働き方改革と地域協働を両輪でまわすために、学校運営協議会委員と職員との対話的な協議が必要と考える。 ・学校の現状を理解していただくことはできたが、更によりよく改善するための話し合いまでにはいたらなかった。
今後の方向性	・学校運営協議会の委員の方々に、学校に関わる、学校を見ていただく、学校を知っていただく機会や場を設けていきたい。 ・面識の薄い委員の方と、職員の出会いの場を、どのように設定するとお互いが無理なく知り合えるのか。 ・限られた回数、時間の中で、より有効な運営方法を検討する必要がある。 ・学校が教育活動に協力してほしいという意識をもっているが、地域は地域活動に教職員がもっと参加してほしいという意識をもっているため折り合いをつけることが課題である。

6 各学校運営協議会の今後の取組

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)より

取組予定	主 な 内 容
連携・協働の推進	・学校教育・家庭教育・地域教育の3つがそれぞれの役割を果たすことで地域の子どもを育てていくという考え方を理解していただき、地域学校協働事業を活性化 ・児童の自己有用感を高めるために、豊かな学習体験ができるように地域との連携を更に充実させていく。 ・働き方改革を見据えた地域との連携の在り方をさらに探り、新たな地域連携を構築する。 ・学校・地域コーディネーターの主体性を生かした取り組みや区役所との連携。あらたな地域連携の在り方のさらなる検討。
学校の運営改善	・職員が働きやすくなるための工夫改善と児童と保護者が安心できる学校づくりへの協働。 ・バランスのとれた地域連携と働き方改革についての理解を深め、周知を図ることで学校運営の改善に結び付けていく。 ・職員の異動があっても地域人材が関われる持続可能な教育課程の見直しをする。 ・教育活動の質を維持するために、教職員の過重労働を防ぐための学校運営の工夫について協議をすすめる。
児童生徒の育成	・小中連携事業や校内ハートフル、いじめ防止に向けご助言をいただき、取り組みを進める。 ・放課後の学びの場や特別支援ボランティアに積極的に地域の方に関わっていただき、子どもの学力向上に向けた取組のサポートを担ってもらう。 ・子どもの課題を共有し、学校での取り組みと地域での取り組み、家庭での取り組み、三位一体で子どもを育てる組織化を図る。 ・地域福祉施設や保育園・幼稚園との交流を継続し、豊かな心を育成し、地域とともに生きる子を育てる。
学校関係者評価の活用	・学校評価の結果を経年変化でも見られるようにして、毎年の取組状況を整理・分析する。 ・学校評価アンケートの結果をもとに課題を見つけ解決に向けての方策を共有し、内容を子どもベースに見直す。 ・地域や保護者、学識経験者の意見提案が直接的に入る学校運営協議会の場を活用し、外部の客観的な目や評価を真摯に受け入れる体制を築く。
その他	・新たに始める海外の学校との連携や、校内組織の刷新による国際交流活動の充実。 ・GIGAスクール構想の充実による教育活動の効率化。 ・特別支援教育について理解を深め、どの児童も安心して学校生活を送ることができる学校づくりを進める。

7 教育委員会事務局としての今後の取組

「令和5年度学校運営協議会実施報告」(2月実施)を踏まえて

学校運営協議会の設置校において、「連携・協働の推進」については約84%、「学校の運営改善」については約52%の学校で成果が見られたとの報告がありました。

成果の具体例として、次のような事例が挙げられます。

- ◆小中学校の合同学校運営協議会において、「教師の働き方について」熟議を実施。教師のやりがいや働き方の課題、学校の課題を共通テーマとして設定し、教職員の本音を聞くことで、学校への理解を深めていただくことや地域の方の存在を意識し、お互いの立場を考え、理解を深めた。その後も、不登校対応について小・中学校における不登校の現状や対応についても継続して熟議を実施し、学校の現状についての理解を深めた。
- ◆ある小学校の学校運営協議会では、夏休みの職員研修と重ねて教職員が全員参加する熟議の場を設定。「特色ある学校づくりに向けて」というテーマを設定し、地域にどんな材があるかを保護者や地域の方々を含めたグループでの熟議を実施。コロナ禍で薄れた学校と地域の関係性を再構築するために地域と学校がお互いを知り、顔の見える関係性を作るための第一歩につながった。
- ◆ある高等学校では生徒総会での議論の内容を生徒会本部役員が協議会への参加により、生徒の考えや意見を協議会に提案し、学校運営に生徒自身が責任を持ち関わることができている。また協議内容を生徒総会に落とし込み、議題として取り扱うなど生徒目線での学校運営改善につなげることができた。
- ◆小中学校3校の通学区域での交通安全対策の推進及び、保護者と連携した地域ぐるみの見守り体制の構築に向け、「ふれあいフラワーロード構想」を立ち上げた。フラワーロードとは、協力いただけたご家庭の道路沿いに花をかざり、見守りをしている家と分かるようにする取組。フラワーロードの選定については、小中学生の登下校時における交通量が多い道路を抽出し、「見守り活動」を展開。
学校運営協議会にて発信を行い、3連合町内会の理解・協力を得ながら、各校の地域学校協働本部と連携し、見守りの方々を地域から広く募った。意識づけと街づくりを兼ね、学校、家庭、地域が連携、協働しながら交通安全対策の推進を図ることができた。

学校運営協議会の本来の目的の一つである「学校運営の改善に資するもの」にしていくためには、制度の正しい理解や当事者意識をもった参画が重要です。学校運営協議会が各学校の児童、生徒、教職員、地域の実態に応じたテーマのもと「熟議」の場をさらに増やしていく必要があります。

そのために、対象者ごとの段階的・体系的な研修を実施し、学校運営協議会に関わる関係者の意識向上を目指します。また管理職だけでなく、教職員へ趣旨や制度の理解を進め、各学校において持続可能な学校運営協議会を実施していく必要があります。

また、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化してきています。いじめや不登校といった昨今の様々な事案が起きる中、再発防止に向け、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会総がかりで子どもたちを見守り支えていくことが不可欠だと考えています。

以上を踏まえ、教育委員会事務局は、次のことに取り組んでいきます。

学校教育目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となつてともに子どもを育むために、いじめや不登校をはじめとした様々な課題を話し合う場として、学校運営協議会を活用してもらうよう、あらためて周知していきます。

また、学校運営協議会委員には、当事者意識を持ち、子どもを育む視点をもって学校運営に参画してもらうよう、研修等を通して意識向上を図っていきます。

1 研修体系の構築

例) ・横浜市人材育成指標に基づいた教職員のステージ研修
(12月、1月)

- ・新任校長、副校長昇任候補者への研修(9月、12月、1月)
- ・学校運営協議会会長や委員への研修、学校運営協議会委員になっている学校・地域コーディネーターへの研修(5月、7月、11月)
- ・学校運営協議会委員、学校・地域コーディネーター、教職員を対象とする合同研修

2 全校への支援体制の充実

例) ・校長会と協力した各学校への発信

- ・広報誌「架け橋」の発行による好事例の発信(年6回)
- ・市ホームページの充実・活用し、研修内容や好事例の周知
- ・全校を対象とした指導主事による電話相談、訪問相談、個別相談
- ・教職員や学校運営協議会委員への指導主事による説明会の実施
- ・指導主事や各区配置の学校連携職員による、学校運営協議会へのオブザーバー参加(学校連携職員の参加は令和5年度より開始)
(令和5年度実績 学校支援・地域連携課指導主事 20協議会参加、
学校連携職員 108協議会参加、
その他 学校担当指導主事の参加もあり)
- ・指導主事の通年訪問における学校へのヒアリング
- ・未設置校への支援、相談

3 関係機関との連携の推進

例) ・文部科学省CSマイスター、学校長経験者、NPO法人等の専門家との連携による研修の充実

教委第14号議案

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月19日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）の全部改正に伴い、横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館資料管理規則（平成21年3月横浜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）第52条第1項に基づき、図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする」を「横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）第23条に基づき、図書館資料の出納及び管理について定めることを目的とする」に改める。

附 則

この規則は、令和6年9月19日から施行する。

「横浜市立図書館資料管理規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

現行	改正案
(目的) 第 1 条 この規則は、横浜市物品規則(昭和 31 年 3 月横浜市規則第 33 号)第 52 条第 1 項に基づき、<u>図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする。</u>	(目的) 第 1 条 この規則は、横浜市物品規則（令和 6 年 3 月横浜市規則第 27 号）第 23 条に基づき、<u>図書館資料の出納及び管理について定めることを目的とする。</u> <u>附 則（令和 年月教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。</u>

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）の全部改正に伴い、横浜市立図書館資料管理規則第1条を次の通り改めます。

2 横浜市物品規則の改正箇所（関係部分のみ抜粋）

改正前	改正後
（特例） 第52条 横浜市立図書館に属する図書の出納及び保管については、第3章及び第4章の規定にかかわらず、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。	（特例） 第23条 横浜市立図書館に属する図書の出納及び管理については、第10条から第21条までの規定にかかわらず、教育委員会規則で別の定めをすることができる。

3 横浜市立図書館資料管理規則の改正箇所

改正前	改正後
（目的） 第1条 この規則は、横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）第52条第1項に基づき、図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この規則は、横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）第23条に基づき、図書館資料の出納及び管理について定めることを目的とする。

4 規則等に係る意見公募

横浜市物品規則の全部改正に伴うものであり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号ア及びイに該当するため、意見公募手続は行いません。

5 施行日

令和6年9月19日（令和6年9月5日市報掲載予定）

（参考）横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱

第5条（意見公募手続き）

4 次のいずれかに該当するときは、適用しない。

（8）次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

ア 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更